

# 令和5年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

## 1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定131職種のうち都道府県方式で実施している111職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的取扱いについて検討するもの。

## 2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否等を検討する。

- ① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断(定量的基準)）  
ただし、以下の場合は検討対象から除外
- ・ 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
  - ・ 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上
- ② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））
- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
  - ・ 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和6年1月17日～2月16日の間で実施）

## 3 検討対象職種

令和5年度は、①の基準に該当する枠組壁建築職種について、②の観点から検討を行った。また、令和2年度検討会において令和4年度試験をもって職種廃止（ただし、受検申請者数が90人以上となった場合には、改めてその存廃について検討会に諮る）とされた機械木工職種について、改めて検討を行った。

職 種	受検申請者数 6年平均値 (平成29～令和4年度)	受検申請者数					
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
枠組壁建築	48	80	85	53	定期試験中止	68	-
機械木工	37	-	-	81	-	-	140

○ 上記2職種の試験実施頻度（令和4年度時点）は、以下のとおり。

- 枠組壁建築 : 隔年実施
- 機械木工 : 3年毎実施

## 4 検討結果のポイント

### 1. 枠組壁建築：

(数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業)

- 令和3年度を起点に隔年で検定を実施しているが、令和4年度以前6年間の平均受検申請者数が48人となり、第1次判断基準の50人を2人下回っている。しかしながら、建築大工の技能検定合格者など潜在的な受検申請者は多いことから、関係業界団体が
  - ① 会員や協力業者、建築大工関係団体等の協力を得て、当該資格取得対象となり得る職人の数や技能士資格の取得率、不合格者等を把握しつつ、潜在的な受検申請者がどこにいるのか具体的に突き止めて受検勧奨を行っていくこと、
  - ② 受検予定者への事前講習の参加勧奨や事前講習の充実を行っていくことや、所属企業への支援の仕組みの検討や導入を行っていくこと、
  - ③ 技能士資格取得者に毎月資格手当を支給している事例や在留資格「特定技能」の外国人技能者が受検している事例等の好事例を周知していくこと、で受検申請者の増加が期待でき、企業による技能検定試験の活用が促進される可能性もある。
- このため、枠組壁建築職種については、関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。
- なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。

### 2. 機械木工：

(木工機械の整備及び木工機械による木材の加工を行う作業)

- 令和4年度の機械木工職種の受検申請者数は、90人以上の140人であり、
  - ① 6年平均の受検申請者数は、30人以上(37人)
  - ② 全作業(機械木工作業及び木工機械作業)が3年毎の実施となっている。
- また、事務局職員が関係業界団体訪問によるヒアリングを行ったところ、関係業界団体は引き続き取組を強化して業界として技能検定を活用していきたいと取り組む姿勢を見せている。
- このため、引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。